

住宅応急修理工事施工者様へ

住宅応急修理制度の手続きの流れについてご確認ください。

1 住宅応急修理見積書の作成

申込者（被災者）の希望する修理箇所について打ち合わせの上「住宅応急修理見積書」を2部作成してください。

◎ 住宅の応急修理制度の対象となる工事は「住宅の応急修理にかかる工事例」をご確認ください。

※ 住宅応急修理見積書の作成時には、事前に受付相談窓口（裏面参照）へ応急修理対象分費用の算出方法についてご相談ください。

※ 工事内容の詳細を確認するため、図面等の提出を求める場合があります。

2 住宅応急修理見積書の内容について、申込者（被災者）への説明

見積書を作成したら、修理箇所や費用など見積もり内容を申込者（被災者）へよく説明した上で「修理申込者記入欄」への記名押印を受けて下さい。説明の際、応急修理制度対象分以外の費用（被災者負担分）がある場合、その旨も申込者（被災者）に説明してください。

3 住宅応急修理見積書の提出

申込者（被災者）から依頼があった場合には、住宅応急修理見積書の受付相談窓口への提出をお願いします。

◎提出に必要な資料

住宅応急修理見積書（様式第3号）	2部
工事の詳細がわかる見積書（任意様式）	2部
応急修理対象箇所の工事前写真	1部

4 住宅応急修理の実施

区で見積書を審査後、工事施工者様へ「住宅応急修理依頼書」を送付します。また、申込者（被災者）には「住宅応急修理実施連絡書」を送付します。書類到着後、工事施工者様は申込者（被災者）へ区から工事依頼があった旨を連絡してください。申込者（被災者）と日程調整のうえ、応急修理を実施して下さい。

なお、工事施工者様におかれましては、依頼書送付の際に同封される「請書」を作成の上、受付相談窓口へ提出願います。

※ 応急修理制度対象外の工事や、応急修理制度の上限額（59万5千円または30万円）を超える部分については、直接、申込者（被災者）と契約し、申込者（被災者）

裏面もご確認ください

災者)に代金を請求してください。

例：総工事費100万円(税込)－ 応急修理分59万5千円(税込)

＝ 申込者負担額40万5千円(税込)

※ すでに申込者(被災者)と契約を結んでいる場合は、区と契約を結ぶ応急修理分を差し引いた金額に契約変更をするようお願いいたします。

※ 契約変更前に、区の応急修理分を含む工事経費を全額、申込者(被災者)から受け取った場合は、本制度の対象とはなりません。ご注意ください。

※ 応急修理の工事を行う箇所については「工事中」、「工事後」の写真撮影を忘れずに行ってください。完了報告時に必要となります。

※ 写真の撮り方は「参考：応急修理工事の写真について」をご覧ください。

5 工事完了の報告及び工事費用の請求、支払いについて

※ 工事完了の報告及び工事費用の請求、支払いの方法につきましては、別途改めてお知らせします。

住宅応急修理制度に関する情報は大田区ホームページに掲載されています。こちらも併せてご確認ください。

受付相談窓口

場所	受付時間	電話番号
区役所本庁舎7階 建築調整課 大田区蒲田五丁目13番14号	平日 8:30~17:00 ※12:00~13:00を除く	03-5744-1573

※田園調布臨時窓口は令和2年1月24日で終了しました。

※区役所本庁舎臨時窓口は、令和2年3月31日で終了しました。